（核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正）

第二条　核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）の一部を、次のように改正する。

第二条の十一第一項の表第二号中リをヌとし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホの次に次のように加える。

ヘ　放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	第五項に定める期間

第二条の十一第四項中「ニ」を「ニ及びヘ」に、同条第五項中「へまで」を「トまで」に、同条第六項中「ニ」を「ニからへまで」に、同条第七項中「チ及びリ」を「リ及びヌ」に改める。

第八条第二項中「範囲内において」の下に「緊急作業が必要と認められる期間」を加え、同項の次に次の一項を加える。

3　前項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一　緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を使用者に書面で申し出た者であること。

二　緊急作業についての訓練を受けた者であること。

三　原子力規制委員会が定める場合にあっては、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第八条第三項に規定する原子力防災要員、同法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第三項に規定する副原子力防災管理者であること。

（核燃料物質の加工の事業に関する規則の一部改正）

第三条　核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）の一部を、次のように改正する。

第七条第一項の表第二号中チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニの次に次のように加える。

ホ　放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	第五項に定める期間

第七条第四項中「ハ」を「ハ及びホ」に、同条第五項中「ホまで」を「へまで」に、同条第六項中「ハ」を「ハからホまで」に、同条第七項中「ト及びチ」を「チ及びリ」に改める。

第七条の三第二項中「等」を「その他の」に改め、「範囲内において」の下に「緊急作業が必要と認められる期間、」を加え、同項の次に次の一項を加える。

3　前項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一　緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を加工事業者に書面で申し出た者であること。

二　緊急作業についての訓練を受けた者であること。

三　原子力規制委員会が定める場合にあっては、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第八条第三項に規定する原子力防災要員、同法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第三項に規定する副原子力防災管理者であること。

（使用済燃料の再処理の事業に関する規則の一部改正）

第四条　使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）の一部を、次のように改正する。

第八条第一項の表第二号中ルをヲとし、ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トの次に次のように加える。

チ　放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	第五項に定める期間

第八条第四項中「へ」を「へ及びチ」に、同条第五項中「チまで」を「リまで」に、同条第六項中「へ」を「へからチまで」に、同条第七項中「ヌ及びル」を「ル及びヲ」に改める。

第十条第二項中「等」を「その他の」に改め、「範囲内において」の下に「緊急作業が必要と認められる期間、」を加え、同項の次に次の一項を加える。

3　前項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一　緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を再処理事業者に書面で申し出た者であること。

二　緊急作業についての訓練を受けた者であること。

三　原子力規制委員会が定める場合にあっては、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第八条第三項に規定する原子力防災要員、同法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第三項に規定する副原子力防災管理者であること。

（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部改正）

第五条　核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）の一部を、次のように改正する。

第二十六条第二項中「範囲内において」の下に「緊急作業が必要と認められる期間、」を、同項の次に次の一項を加える。

3　前項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一　緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を原子力事業者等及び原子力事業者等から運搬を委託された者に書面で申し出た者であること。

二　緊急作業についての訓練を受けた者であること。

三　原子力規制委員会が定める場合にあっては、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第八条第三項に規定する原子力防災要員、同法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第三項に規定する副原子力防災管理者であること。

（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第六条　実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）の一部を、次のように改正する。

第六十七条第一項の表第五号中ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホの次に次のように加える。

ヘ　放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	第五項に定める期間

第六十七条第四項中「ニ」を「ニ及びヘ」に、同条第五項中「へまで」を「トまで」に、同条第六項中「及びホ」を「からへまで」に、同条第七項中「チ及びリ」を「リ及びヌ」に改める。

第七十九条第二項中「等」を「その他の」に改め、「範囲内において」の下に「緊急作業が必要と認められる期間、」を加え、同項の次に次の一項を加える。

3　前項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一　緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。

二　緊急作業についての訓練を受けた者であること。

三　原子力規制委員会が定める場合にあっては、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第八条第三項に規定する原子力防災要員、同法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第三項に規定する副原子力防災管理者であること。